



令和7年11月11日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 吉岡 新

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年11月4日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定により意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額及び改定時期について」、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和 7 年 11 月 4 日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年 7 月文京区条例第 30 号）第 2 条第 2 項の規定により、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）及び改定時期について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給与及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する令和 7 年の特別区人事委員会勧告

公民比較の結果（月例給）

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
406,322 円	391,462 円	14,860 円 (3.80%)

(2) 昨年度の状況

一般職の月例給については、特別区人事委員会から「公民較差(11,029 円、2.89%)を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ」と報告があった。

特別職の報酬等の額については、一般職の部長級の改定率である 0.9%に相当する額を引き上げることが妥当であるとの結論に達した。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、多くの職において、順位は下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額及び改定時期については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

(1) 社会経済情勢の動向

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには、留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

(2) 区財政等の状況

区財政においては、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加等により、特別区税収入の増加が続く一方、景気変動の影響を受けやすい都区財政調整交付金、ふるさと納税をはじめとする不合理な税制改正による財源流出の拡大、さらには、社会保障関係経費や区民施設・学校施設の整備等に係る経費の増加も見込まれることから、今後も予断を許さない状況にある。

こうした限られた経営資源の中では、各部間の連携強化と、各部の主体的・自律的な予算編成をより一層推進するとともに、事務事業の選択と集中及び職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い区政運営に取り組み、健全で持続可能な財政運営が求められている。

(3) 一般職の給与の状況

本年の特別区人事委員会勧告の主な内容は、次のとおりとなっている。

ア 一般職の月例給については、公民較差（14,860円、3.80%）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）については、年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.9月）、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

ウ 実施時期は、月例給が令和7年4月1日、特別給が条例の公布の日

(4) 他自治体との均衡

文京区の特別職の報酬等の額は、多くの職において、特別区中、下位に位置している。

各特別区は、地域性、特色等を生かして、様々な施策を展開している一方で、歴史的な経過から一体性を有しており、他の特別区の報酬等を勘案する

ことも判断要素として妥当である。

4 本審議会における議論

- (1) 区の財政状況について、公共施設整備に伴う区債額が年々増加傾向にあるが、資金の調達にあたっては、適時適切な方法を検討し、健全な財政運営を行うことが求められる。
- (2) 特別職の報酬等の改定率については、過去の答申や審議会における議論等を踏まえ、検討する必要がある。
- (3) 審議会の結論としては、特別区人事委員会勧告の内容、文京区の財政状況、他の特別区の状況等を十分に考慮する必要がある。

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現在の額を基準として 3.80% に相当する額を引き上げることが妥当であるとの結論に達した。

6 改定時期

令和 7 年 4 月 1 日

7 その他

期末手当については、本審議会の審議事項には含まれていないが、報酬等の額の決定に当たり関連性を有することから、参考としての意見交換を行った。

審議会としては、特別区人事委員会勧告、他の特別区の状況等を勘案し、期末手当の月数を、一般職の特別給の勧告と同様に、0.05 月引き上げることが妥当であるとして意見の一致をみた。

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長 吉 岡 新

職務代理者 諸 留 和 夫

委 員 石 井 一 郎

委 員 鵜 野 眞理子

委 員 太 田 至 豪

委 員 川 村 明 久

委 員 柴 田 浩 子

委 員 須 賀 義 之

委 員 千 代 和 子

委 員 吉 原 一 石